

「建築士サポートセンター」開設

建築基準法・建築物省エネ法改正に係る各種申請手続きをサポートします

(一社)鹿児島県建築士事務所協会

(公財)鹿児島県住宅・建築総合センター

(公社)鹿児島県建築士会

令和4年6月17日に公布された改正建築基準法・改正建築物省エネ法により、令和7年4月から、旧4号建築物※の構造審査等が始まり、また、原則全ての建築物の新築・増改築時における省エネ基準への適合が義務化されます。 ※階数2以上又は延べ面積200㎡超の木造一戸建て住宅等

国土交通省では、改正法の円滑な施行に向け、申請図書の作成や申請手続きについて個別にサポートすることを目的として全ての都道府県に「建築士サポートセンター」を開設します。

本県においては(一社)鹿児島県建築士事務所協会、(公財)鹿児島県住宅・建築総合センター及び(公社)鹿児島県建築士会の3団体に設置されます。

どうぞお気軽にご連絡ください。お待ちしております。

建築士サポートセンターの概要

【サポートの流れ】

- ①申込者が上記の3団体のうちいずれかに電話・別紙申込書等にてサポートの申込み
※国の予算の範囲内で実施するため、お待たせする又はお断りする場合があります
- ②3団体で対応可能なサポート員を選定して日程等を調整
- ③サポート員が申込者から提出された図面等一式をあらかじめ確認
- ④サポート員から申込者に対して助言・指摘等を実施（対面又はWEB）

【サポート内容】（詳細な項目は最後をご覧ください。）

※以下のアドバイスを行います。これらは基準への適合性を判断するものではありません。

- ・確認申請図書の作成アドバイス（壁量計算、省エネ仕様基準適合）
- ・建築物省エネルギー消費性能適合性判定（省エネ適判）の手続きアドバイス
- ・住宅ローン減税に必要な省エネ住宅性能証明書作成アドバイス

【サポート費用】 無料

【サポート期間】 令和6年12月1日～令和7年3月31日

【サポート申込方法】

申込書をメール又はFAXで各団体の窓口にご提出ください。

(一社) 鹿児島県建築士事務所協会

〒890-0055
鹿児島市上荒田町29-33 鹿児島建築設計会館
TEL : 099-251-9887 FAX : 099-251-9871
E-mail :kakenjikyo@po4.synapse.ne.jp

(公社) 鹿児島県建築士会

〒892-0838
鹿児島市新屋敷町16-301号 公社ビル326号
TEL : 099-222-2005 FAX : 099-226-2019
E-mail :info@sakurajima.or.jp

(公財) 鹿児島県住宅・建築総合センター

〒892-0838
鹿児島市新屋敷町16-228 公社ビル2階
TEL : 099-224-4548 FAX : 099-226-3970
E-mail :shinsa@kjc.or.jp

建築士サポートセンター サポートの流れ

ステップ1 3団体のいずれかにサポートの申込み

(一社) 鹿児島県建築士事務所協会

〒890-0055 鹿児島市上荒田町29-33 鹿児島建築設計会館

TEL : 099-251-9887 FAX : 099-251-9871 E-mail : kakenjikyo@po4.synapse.ne.jp

(公財) 鹿児島県住宅・建築総合センター

〒892-0838 鹿児島市新屋敷町16-228 公社ビル2階

TEL : 099-224-4548 FAX : 099-226-3970 E-mail : shinsa@kjc.or.jp

(公社) 鹿児島県建築士会

〒892-0838 鹿児島市新屋敷町16-301号 公社ビル326号

TEL : 099-222-2005 FAX : 099-226-2019 E-mail : info@sakurajima.or.jp

※ 申請書類・図面等一式のご提出が原則ですが、その前段階として法改正等について不明な点があれば、お気軽にご連絡ください。

- 各団体のホームページに掲載の申込書に記載の上、各団体の窓口へ直接、または、FAX若しくはメールにて提出ください。
- 各団体で申込書受付後に（事務局でサポート担当団体等を調整し）担当するサポート員から申請書類・図面等一式の提出依頼のご連絡をします。



ステップ2 サポート員に申請書類・図面等一式を提出

以下の申請手続き等について、申請書類・図面等一式をサポート員にご提出ください。

- 確認申請図書の作成（壁量計算、省エネ仕様基準適合）
- 建築物エネルギー消費性能適合性判定（省エネ適判）の手続き
- 住宅ローン減税に必要な適合証明書作成

提出方法：持参・郵送・メール（データはPDFでお願いします）

※提出された資料は、原則としてお返ししません。

- 相談内容や相談場所など、サポートがより円滑に行える団体、サポート員を決定し、サポート員が申請書類・図面等一式を予め確認します。
- 申込者とアドバイスを行う日程の調整を行い、申込者に連絡いたします。



ステップ3 サポート員によるアドバイス

提出された申請書類・図面等一式についてサポート員がアドバイス（助言、指摘等）を行います。

アドバイスは、対面又はWEBで行います。

対面の会場：鹿児島県建築士事務所協会、鹿児島県住宅・建築総合センター、鹿児島県建築士会
又はサポート員の指定する会場

WEBの方法：TEAMSまたはサポート員の指定する方法

【サポート内容の説明】

改正法施行に係る内容問い合わせなども含まれますが、法施行後に確認申請を行うことを前提に図書等を作成し始めている具体的な建築計画に係る相談を受けます。

■申請図書関係

- (1) 新たに添付が必要となる図書等の種類及び記載方法（建築基準法関係）
- (2) 新たに添付が必要となる図書等の種類及び記載方法（建築物省エネ法関係）
- (3) 完了検査時に提出が必要となる監理状況書類等の準備方法

■構造関係

- (1) 壁量計算等の改正概要
- (2) 設計支援ツールの参照方法・使用方法
- (3) 経過措置

■省エネ関係

- (1) 省エネ適判の手続方法
- (2) 仕様基準によるチェック方法・記載方法
- (3) 省エネ計算の種類と特徴
- (4) 外皮計算シート・Web プロの参照先・入力方法
- (5) 省エネ住宅ローン減税の申請書の記載方法

○ 本サポートはコンサル業務としての関与や確認審査業務の一部を担うものではありません。法への適否は確認申請先にて確認・相談して頂くこととなります。

○ サポートに関する簡単なアンケートへの協力をお願いします（任意）。